

## 福島県と吉本興業株式会社との包括的な連携に関する協定

福島県（以下「甲」という。）と吉本興業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、国内外に福島県の現状や魅力を広く発信するなどにより、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) メディア等を通じた風評払拭、風化防止及び魅力発信に関すること。
- (2) スポーツ振興及び健康増進等に関すること。
- (3) 県産品の海外展開を含む、県産品の振興に関すること。
- (4) 外国人観光客の誘致を含む、観光誘客に関すること。
- (5) 避難地域等の復興に関すること。
- (6) その他、福島県の復興及び地域活性化に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて具体的な内容について協議するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年11月30日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号

福島県  
福島県知事

内堀 雅雄

乙：大阪市中央区難波千日前11番6号

吉本興業株式会社  
代表取締役社長

大崎 洋